

財 産 台 帳

(_____ 寺・教会)

財 産 台 帳 に つ い て

- 1、この財産台帳に記載するのは法人（寺院）所有の財産のみであって、代表役員（住職）及び寺族の個人所有のものについては記載してはならない。
- 2、財産は法人規則の定めにしたがって、特別財産・基本財産・普通財産に区分し、その一筆。一棟、一点毎に現状どおり記載する。
- 3、財産に変動のあったときは、直ちに、その財産台帳の記載を訂正し、常に現状と合致させる。
- 4、特別財産とは、法宝物・宝物について、総代の同意を得て設定したもので、原則として処分はできない。
- 5、基本財産とは、境内地、参道、境内建物、有価証券等、法人運営の基本となるべきものであって、総代の同意を得て設定したもので、その処分等については、総代の同意と宗務総長の承認を必要とする。
- 6、普通財産とは、特別財産・基本財産以外の財産及び基本財産から生ずる果実並びに一般の収入で普通財産台帳に記載のもの。その処分等については総代の同意を要する。
- 7、境内建物並びに境内地の図面を、基本財産台帳につづいて綴じ込んでおくこと。

特 別 財 産（法 宝 物・宝 物）

法宝物とは礼拝の対象となるもの。

宝物とは、国宝、重要文化財、宗宝として指定を受けたもの

又は寺宝として総代の同意を得たもの。

[illegible]

[illegible]

基本財産（土地）

基本財産の総額を登記してある場合、基本財産の変動によって、その総額に変更を生じたときは、「基本財産総額の変更」の登記をしなければならない。

[illegible]

[illegible]

基本財産（建物）

貸家の場合は、備考欄に借主名等必要事項を記載のこと。

[illegible]

[illegible]

基本財産（預貯金等）

[illegible]

[illegible]

普通財産（土地）

基本財産に設定されていない土地（例えば山林・宅地・貸地等）についてはここに登載する。貸地については借地人、賃貸料、年限等を明記した契約書をこの用紙につづいて綴じ込んでおくこと。

[illegible]

[illegible]

普通財産（建物）

基本財産に設定されていない建物（例えば貸家）について記載する。
貸家については、借家人、賃貸料、年限等を明記した契約書をこの
用紙につづいて綴じ込んでおくこと。

[illegible]

[illegible]

普通財産（什物）

什物とは、宗教儀式を行うために必要なものをいう。
(什器とは区別する)

[illegible]

[illegible]

普通財産（什器備品）

什物以外のもので法人所有の什器備品について記載する。

登載する範囲については総代の同意を得て限定するとよい。

[illegible]

[illegible]